

6. 薬事監視

(1) 監視指導状況

薬事法の規定に基づき薬局、医薬品等の製造販売業、製造業、修理業、販売業及び賃貸業に対して立入検査等を行った結果は、第1表のとおりである。

第1表 薬事監視（平成24年度）

業 種	事 項	許可・届出施設数	立入検査施行施設数	違反発見施設数	違反発見件数											その他		
					無許可無届業	無承認品	不良品	不正表示品	虚偽・誇大広告等	毒劇薬の譲渡等	毒劇薬の貯蔵陳列	処方箋医薬品の譲渡等	制限品目の販売	構造設備の不備	製造販売後安全管理不備		品質管理不備	
医 薬 品	薬 局	489	56	32		1		1	3	1	2	6	1	7			44	
	製 造 業	専 業																
		大 臣 許 可 分 知 事 許 可 分	84	57	4									1				3
	業 薬 局	86																
	製 造 販 売 業	第 1 種	1															
		第 2 種	60	2	2												1	2
		業 薬 局	86															
	店 舗 販 売 業	265	53	25	4			8			1		1	1				33
	卸 売 販 売 業	198	2	1				1										2
	薬 種 商 販 売 業	8																
	特 例 販 売 業	52																
	配 販 売 業	置 従 事 者	176															
		業 務 上 取 扱 う 施 設	747															
部 外 品	製 造 業	58																
	製 造 販 売 業	40																
	販 売 業																	
	業 務 上 取 扱 う 施 設																	
化 粧 品	製 造 業	47																
	製 造 販 売 業	40																
	販 売 業																	
	業 務 上 取 扱 う 施 設																	
医 療 機 器	製 造 業	大 臣 許 可 分																
		知 事 許 可 分	26	1	1								1					
	修 理 業	大 臣 許 可 分																
		知 事 許 可 分	40															
		業 業 業	1															
	製 造 販 売 業	第 1 種	10	2	2												2	2
		第 2 種	5															
		第 3 種																
	販 売 業	高 度 管 理	432	26	8	2			1					1				6
		管 理 機 器	1871	131	6	6												
一 般 機 器			131															
賃 貸 業	高 度 管 理	432	26															
	管 理 機 器	1871	131															
	一 般 機 器		131															
業 務 上 取 扱 う 施 設																		
計																		
		7125	749	81	12	1	0	11	3	1	3	6	2	11	2	3	90	

(2) 医薬品等の収去検査状況

厚生労働省からの指定並びに県独自で品目を選定し、薬事法の規定に基づく収去検査を行った。結果は第2表のとおりである。

第2表 収去検査結果（平成24年度）

検査所 種類	国立医薬品食品衛生研究所			奈良県薬事研究センター		
	収去品目	検体数 (項目数)	不適数	収去品目	検体数 (項目数)	不適数
医薬品	国指定品目	1(1)	0	県指定品目	2(4)	0
化粧品	国指定品目	0	—	—	—	—

(3) 危険医薬品等（違法ドラッグを含む）検査状況

厚生労働省からの指定並びに県独自で品目を選定し、買上調査を実施した。検査機関において有害成分等の検査を行った結果は、第3表のとおりである。

第3表 買上調査結果（平成24年度）

対象製品群	検査項目	検体数	不適数	検査機関
違法ドラッグ 強壯用健康食品 痩身用健康食品	指定薬物（国買上）	6	2	国立医薬品食品衛生研究所